

## 児童虐待に関する教育相談における心理カウンセラーの役割

鎌倉 利光（愛知大学文学部 教授）

### 要旨

本論では、児童虐待に関する教育相談における心理カウンセラーについて多面的な観点により省察した。はじめに、児童生徒の虐待を通告する可能性が高い状況での教育相談における心理カウンセラーの役割について取り上げ、この心理カウンセラーの役割として、面談を通じて、児童生徒の虐待の状態に関して客観的に把握し、心理カウンセラーを含めた学校内の教職員がチームとして虐待に対応することの重要性について述べた。次に、虐待の通告後に関する教育相談における心理カウンセラーの役割として、虐待を受けた子どもの理解と共に、虐待を受けた子どもが抱える生活の困難さについて支えていくこと、また、虐待にかかわる保護者の状況を理解し、保護者と心理カウンセラーが信頼しながら、面談を行うことの必要性について省察した。最後に、スクールカウンセラーを中心とした教育相談に関する委員会を定期的で開催すること、そこでは、虐待の有無を問わずに、教員から気になる児童生徒を取り上げ、その児童生徒の対応を具体的に検討することが児童虐待の予防につながることにについて述べた。

### 1. はじめに

児童虐待は社会全体の問題であり、児童虐待への予防や対応について検討することは教育相談において重要な課題である。すでに児

童虐待防止法が制定され、その法についても改正されているが、児童相談所での児童虐待の相談対応件数については年々増加し、2020年では20万件を超えており、その後の2021年においても20万件を超えた状態が続いている<sup>(1)</sup>。この件数は、あくまでも児童相談所における児童虐待の相談対応の件数であることから、実際の児童虐待の件数を把握されていない。このことから、上記の対応件数以上の児童虐待が発生している可能性が考えられる。

児童虐待の定義については、身体的虐待（児童の身体に外傷が生じる、又は生じる恐れのある暴力を加えること等）、ネグレクト（保護の拒否、遺棄、衣食住の世話をしない、衛生の状態が悪い等）、性的虐待（親または保護者が児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること等）、心理的虐待（心的外傷となるような脅し、ののしり、無視等）に分類されているが、どのような虐待であったとしても、児童虐待であると思われる児童を発見した場合、速やかに、このことを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所又は児童委員を介して都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならない、とされている<sup>(2)</sup>。

児童虐待に関する対応については、文部科学省により学校や教育委員会向けの指針<sup>(3)</sup>が提示されているが、そこでは、虐待への対

応のガイドラインとして、日頃の観察から虐待の通告まで、通告後の対応、子ども、保護者とのかかわり方と転校・進学時の対応、といった観点が挙げられており、学校における虐待への対応のあり方について示唆されている。そこで、上記の指針について以下に概説する。

日頃の観察から虐待の通告までの流れに関して、発生予防、早期発見の重要性、そして、虐待の訴えがあった場合、学校がチームとして対応することが明示されており、ここでは、教員以外にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが含まれる。その後、児童相談所、市町村（虐待対応担当課）への通告、または警察への通報、そして、教育委員会を含めた各機関において虐待への対応について協議することが必要とされる。なお、学校は、上述の通告後の対応に関して児童相談所等における子どもの安全確認や情報収集に対して協力すること、また、児童相談所による一時保護時及び解除後の対応、在宅支援時の対応、施設入所時の対応、要保護児童等への対応等が求められる。続いて、上述した子ども、保護者とのかかわり方や転校・進学時の対応に関しては、虐待を受けた子どもへの関わり、保護者への対応、転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ等が必要とされる。

以上の文部科学省による学校や教育委員会向けの指針を基にして、本論文では、児童虐待に関する教育相談における心理カウンセラーの役割について省察することにした。なお、本論文において表記した心理カウンセラーの意味については、スクールカウンセ

ラーを含めて教育相談に関する心理カウンセリングを行う者として想定した。

## 2. 児童生徒の虐待を通告する可能性が高い状況での教育相談における心理カウンセラーの役割

虐待の発生予防に際して、日頃からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実に努めること、また、子どもや保護者に対して養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割を伝えることが必要であると指摘されている<sup>(3)</sup>。その一方、虐待が疑われる事態になった場合、虐待の通告へと移行する可能性が生じる。このような児童生徒の虐待を通告する可能性が高い状況に関する教育相談において、心理カウンセラーは、児童生徒の状態を客観的に把握するための面談を行うことが第一に求められると考えられる。ここでは、児童虐待を発見するための重要な事項として、スクールカウンセラーは自身の臨床心理面接の技法を用いて、子どもの生育歴を詳細に聴くことが必要であると示唆されている<sup>(4)</sup>。このような状況において、児童から虐待の訴えがあった場合、その児童に対して、スクールカウンセラーは、当該の児童がよく話をしてくれたことへのねぎらいと共に「いまのあなたの状況が少しでも良くなるように校長先生にも一緒に考えてもらいましょう」等と説明し、このことに関して当該の児童が納得することが重要であると指摘されている<sup>(5)</sup>。

以上のように、スクールカウンセラーが面

談により虐待の訴えを児童生徒から聴いた場合、スクールカウンセラー自身が一人で抱え込まないことが重要である<sup>(5)</sup>。このことは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家側だけにいえることではなく、教員側にもいえることである。虐待の通告に至った場合、上述したように教員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含め、学校がチームとして児童生徒の虐待に対応することが求められる<sup>(3)</sup>。そして、学校がチームとして虐待に対応する際において、例えば、児童相談所に対して虐待を受けた児童生徒の状況をどのように説明するのか、虐待にかかわる保護者等とどのように対応するのか、といった事項について十分に議論すること等が挙げられる。

### 3. 児童虐待の通告後に関する教育相談における心理カウンセラーの役割

児童相談所等に対して虐待の通告を行った場合、その後、行政上の判断に伴い、児童相談所による一時保護時及び解除後の対応、在宅支援時の対応、施設入所時の対応、要保護児童等への対応等が検討課題となる。例えば、児童相談所による一時保護になった場合、児童生徒の在籍の学校に通学ができるのか否か、といった問題や、虐待を受けた児童生徒が一時的に現在の家族との同居生活を離れ、親族との同居生活に移行する可能性についても踏まえておく必要がある。そこで、心理カウンセラーは、上記のような児童生徒の生活状況の変化を想定しつつ、虐待を受けた児童生徒や保護者に対する相談活動を行うことが

重要とされる。以上のことを踏まえて、虐待を受けた児童生徒の教育相談における心理カウンセラーの役割について次に述べる。

スクールカウンセラーは、臨床心理学的知見に基づき、虐待を受けた子どもの心情や実情を理解し、子どもの生活を支えていくこと、その子どもを取り巻く周囲にも問題の背景への理解を促すこと、そして、学校の要請に応じて面接を実施し、虐待を受けた子どもが抱える生活の困難さについて寄り添い支えていくことができる、といった観点の重要性について指摘されている<sup>(4)</sup>。また、上述の児童相談所等に対して虐待の通告を行った後、虐待を受けた児童生徒が児童相談所による一時保護となった場合が想定される。このような状況において、一時保護の解除を前提とした学校内の教育相談の対応に関して、心理カウンセラーは、当該の児童生徒が通学する学校内の教員と共に検討することが求められる。その検討すべき内容として、虐待を受けた児童生徒のなかには、施設における一時保護という不慣れな場で生活することのストレス等を感じることや、一時保護が終わった後、保護者との家庭に戻るようになった場合、その家庭のなかで、児童生徒が安全かつ安心できる生活を送ることができるのか、といった問題等が挙げられる。

次に、虐待にかかわる保護者に対応するための心理カウンセラーの役割について述べていきたい。この対応に関して、文部科学省が作成した学校・教育委員会等に向けた虐待対応の手引きによれば、虐待を受けた児童生徒の在籍する学校がチームとして虐待にかかわ

る保護者への対応を行うことが明示されている<sup>(3)</sup>。そこでは、チームのなかで、保護者の要求や相談の内容を共有することや児童相談所や市町村の虐待対応について情報を共有することが求められる<sup>(3)</sup>。このような状況における保護者に対して、心理カウンセラーはどのような対応が求められるのだろうか。

スクールカウンセラーは、虐待にかかわる保護者に対して、虐待行為は悪ではあるが、その虐待に関与した保護者を非難することからは何も生まれないことを前提とし、保護者に対する受容的態度の重要性や、保護者の実情や心情、それに至るまでの経緯を理解し、保護者の陰性感情を吐き出すことができる場を提供すること等について示唆されている<sup>(4)</sup>。このように、スクールカウンセラーは、虐待にかかわる保護者を虐待の加害者とみなすのではなく、虐待にかかわる保護者の背景に対して十分に理解し、そして、保護者とスクールカウンセラーが互いに信頼しながら、面談を行うことが必要であると考えられる。このような面談のなかで、虐待にかかわる保護者の背景に精神疾患の症状がみられる場合、保護者自身が幼少期の頃に虐待を受けた経験が現在の保護者自身の心的外傷として残っており、このことが保護者自身の子どもに対する虐待に至る要因となっている場合、保護者が虐待をしてはいけないと理解していながらも子どもに対する虐待を繰り返す場合等が発見されることがある。

実際、児童虐待において、親は子育てに自信がもてずに孤立し、悩みを深めている場合が多く、保護者支援の観点から、スクールカ

ウンセラーは保護者の心情をくみとりながら面談を継続すること、更に保護者への助言等を行う必要もあると指摘されている<sup>(5)</sup>。このことに関連して、スクールカウンセラーは、校内連携のなかで教職員と情報を共有しながら、周囲の教職員への必要な情報の提供やコンサルテーションを行うことについて心がけておくことが重要であると示唆されている<sup>(5)</sup>。一方、上記の教育相談におけるコンサルテーションにおいては、スクールカウンセラーを含めた心理カウンセラーと教員間の連携だけでなく、虐待に関与している保護者の親族との連携を通じて、児童虐待への対応が求められる場合がある。

例えば、虐待を受けた児童生徒が一時的に現在の家族との同居生活を離れ、親族との同居生活に移行した場合、当該の児童生徒が一時的に転校することがある。この場合、教育相談において、親族をコンサルティ、心理カウンセラーをコンサルタントとしたコンサルテーションを行うことが有用である。心理カウンセラーは、当該の児童生徒と同居している親族の話を聴くことにより、児童生徒の状況を客観的に理解すること、そして、親族と虐待にかかわる保護者との関係性について把握すること、更に、児童生徒が家族との同居生活に戻る可能性を踏まえ、コンサルテーションを進行することが求められる。ただし、上記の児童生徒が家族との同居生活に戻る可能性については、保護者の状態を鑑みて判断することが必要とされる。その一方、虐待を受けた児童生徒の一部には、親族との同居生活を離れ、早く保護者との生活に戻りたいと

思っている場合が想定されるが、心理カウンセラーは、上記のような児童生徒の思いを受けとめつつ、保護者の相談活動を行うことが必要とされる。

続いて、一時保護の預かりや一時的な親族との同居生活等から虐待を受けた児童生徒が家庭に戻った場合、その児童生徒の安全や安心が得られる環境となっているのか確認することが重要である。そして、家庭に戻った後においても、引き続き児童相談所において当該の児童生徒を見守っていくことが想定される。この見守るということについては、上記のような親族との同居生活を離れ、保護者との生活を望んでいる児童生徒の場合でも同様である。その虐待を受けた児童生徒が再び保護者との生活に戻った後、教員、心理カウンセラーや児童生徒にかかわる人（例えば親族等）は、児童相談所と連携しながら、コンサルテーションを含めた教育相談において児童生徒の状態について常に把握し、虐待にかかわる保護者の子どもに対する態度やかかわり方について見守る姿勢が求められる。

#### 4. 児童虐待の予防に関する教育相談における心理カウンセラーの役割

これまでに述べてきた内容は、上記の文部科学省の指針<sup>(3)</sup>を参照しつつ、虐待の発生子防や対応に関する事項であったが、上記の指針について厳密に解釈すると、虐待の予防に関して、学校・教職員は虐待を発見しやすいことを自覚することを前提とし、日常的に虐待を受けている子どもの異変や違和感を含めた特徴、そして、保護者や家族・家庭につ

いても異変や違和感を含めた特徴について理解するように努めることが指摘されている<sup>(3)</sup>。この文部科学省の指針<sup>(3)</sup>により示されている虐待を受けている子どもの状態として、例えば、「表情が乏しい」、「家に帰りたがらない」等が挙げられる。このような様々な特徴のなかで、「落ち着かない態度」、「教室からの立ち歩き」、「集中困難な様子」といった特徴は、発達障害に関連する特徴であるといえる。このことは、虐待を受けた子どものなかで、発達障害と同様の特徴を表す場合がある、という指摘<sup>(6)</sup>からも推察される。

上記のように、文部科学省の指針<sup>(3)</sup>では、虐待を受けている子どもの特徴について挙げられているが、これらの特徴に関しては、子どもと保護者とのかかわりを通して捉えることが重要である。例えば、「異常な食行動、衣服が汚れている」という特徴<sup>(3)</sup>が文部科学省の指針<sup>(3)</sup>示されているが、実際には衣服だけでなく体操着も汚れていることが日常的にみられるかもしれない。これは、保護者の子どもに対するかかわりの乏しさを示しており、ネグレクトの可能性が考えられる。また、上記の文部科学省の指針では記載されていない児童虐待の特徴として、例えば、「児童生徒の筆箱に入っている鉛筆がほとんど削られていないままであり、筆箱の中身がいつも片付いていない」といった事項が考えられる。この特徴がネグレクトであるか否かについて判別することは難しいが、保護者が子どもに対して十分にかかわっているか否か、については検討すべき余地があるかもしれない。

以上の文部科学省の指針<sup>(3)</sup>に関して、学

校教員が理解することが前提とされているが、教育相談に関する心理カウンセラーにおいても同様の理解が求められる。その一方、児童虐待の予防においては、文部科学省の指針<sup>(3)</sup>に基づき、教師を中心として児童生徒や保護者の様子について日常的な観察を行うことが必要とされているが、この予防に関する指針についての具体的な方策については示唆されていない。この点に関して、文部科学省の指針<sup>(3)</sup>においては、上述のようにチーム学校といった考え方による対応策が示されているが、この考え方に基づく具体的な活動のあり方について言及されていないことや、この考え方自体が虐待の予防よりも対応を強調していることについて留意する必要があると思われる。

以上の問題点に関して、教育相談における児童虐待の予防となり得る具体的な一つの方法として、スクールカウンセラーを中心とした教育相談に関する委員会、もしくはスクールカウンセラー委員会<sup>(7)</sup>を設置し、定期的な開催することを提案したい。この委員会の構成員として、スクールカウンセラー、各学年主任の教員、養護教諭、教育相談担当の教員、管理職にかかわる教員等が挙げられる<sup>(7)</sup>。そこで、委員会において、例えば、各学年主任の教員等により学校生活の行動が気になると思われる様々な児童生徒を取り上げ、その児童生徒に対する個々の対応について検討することが望まれる<sup>(7)</sup>。この気になる児童生徒とは、虐待の関係性は問わず、教員がどんな些細なことであっても気になると思う児童生徒を想定する。例えば、気になる児童生徒

として、上記の「落ち着かない態度」、「教室からの立ち歩き」等といった虐待の特徴と同時に発達障害の特徴がみられる場合があるかもしれない。この場合、教員やスクールカウンセラーは、発達障害の可能性がある児童生徒の背景に虐待の可能性があることを見据えて、児童生徒の対応を検討することが求められる。また、気になる児童生徒の家庭の状況について検討することは、虐待の予防として重要な事項である。ここでは、児童生徒に対する虐待が疑われるのか否か、ということをお前提にしないことを強調しておきたい。その理由とは、虐待の疑いの有無とは関係なく、児童生徒の家庭がどのような状況であったとしても。その家庭の状況について各教員とスクールカウンセラーが共通の理解をすることが虐待の予防にとって最も有用だからである。ただし、気になる児童生徒のなかには、すでに虐待を受けた経験があり、児童相談所等において、このような児童生徒の家庭に対する見守りを続けている場合がある。その際、再び虐待が生じないことを念頭に置き、学校において家庭の状況を定期的に確認することが求められる。

上記の委員会において、教員とスクールカウンセラーが気になる児童生徒の家族の状況について把握した後、必要に応じて、教員もしくはスクールカウンセラーは保護者との面談を行うことが望ましいと思われる。ただし、気になる児童生徒の保護者との面談においては、保護者の虐待の疑いがあるから実施するのではない。気になる児童生徒の保護者との面談において重要なことは、教員やスクール

カウンセラーが保護者と共に、気になる児童生徒のかかわり方に関して話し合う場であることを強く意識することである。そこで、教師やスクールカウンセラーは、無条件の肯定的配慮や共感的理解を含めたカウンセリング・マインドを用いて、保護者との面談を行うことが重要とされる<sup>(8)</sup>。このカウンセリング・マインドを用いて、保護者面談を行うことにより、教師やスクールカウンセラーは保護者との信頼関係を確立することができる。このように、教師やスクールカウンセラーと保護者との信頼関係が確立し、教師やスクールカウンセラーと保護者が話し合うことが虐待の予防につながると考えられる。

ただし、学校内の状況において、スクールカウンセラーと保護者との面談が難しいことも考えられる。このような状況においては、学校内の教員が学校外の教育相談機関と連携し、学校外の心理カウンセラーと保護者との面談を行うことが有用であると思われる。例えば、子どもの問題に対して保護者がどのように対応してよいのか、という問題について悩んでいる場合、学校外の心理カウンセラーをコンサルタント、保護者をコンサルティとしたコンサルテーションによる面談を実施することが必要とされるかもしれない<sup>(9)</sup>。このコンサルテーションによる面談を通じて、保護者の子どもに対する虐待の予防となることが期待される。

## 5. おわりに

本稿では、児童虐待に関する教育相談に対する心理カウンセラーの役割について多面的

な観点により省察した。はじめに、児童生徒の虐待を通告する可能性が高い状況での教育相談における心理カウンセラーの役割とは、面談を通じて、児童生徒の虐待の状態に関して客観的に把握することであり、ここでは、心理カウンセラーを含めた学校内の教職員がチームとして虐待に対応することの重要性について述べた。次に、虐待の通告後に関する教育相談における心理カウンセラーの役割として、虐待を受けた子どもの理解と共に、学校の要請に応じて面接を実施し、虐待を受けた子どもが抱える生活の困難さについて支えていくこと、また、虐待にかかわる保護者の状況を理解し、保護者と心理カウンセラーが信頼しながら、面談を行うことの必要性について省察した。最後に、スクールカウンセラーを中心とした教育相談に関する委員会を定期的開催し、虐待の有無を問わずに、教員から気になる児童生徒について取り上げ、その児童生徒の対応を具体的に検討することが児童虐待の予防につながることにに関して述べた。また、上記の対応のなかで、スクールカウンセラーは、児童の家庭の状況について把握し、必要に応じて、保護者との面談を行うことが求められることについて示唆した。

最後に、児童虐待の予防や対応のあり方として、本稿では取り上げていない事項について付記しておきたい。その一つとして、虐待を受けた子どもが幼稚園、こども園、保育園等から小学校に就学した際において、その子どもの様子や家庭の状況について小学校に適切に伝わっているのか、といった事項を挙げておきたい。そこで、児童虐待の対応におい

て、幼稚園、こども園、保育園等と小学校との密接な連携が求められている一方、児童虐待として認知されている、あるいは、その疑いがある家族の一部に転居を繰り返す場合が考えられる。転居を繰り返すほど、幼稚園、こども園、保育園等と小学校との連携が難しいことから、虐待にかかわる家庭の状況を把握することが困難となり、更なる虐待の危険性が高まるという問題が生じやすいと思われる。この問題については、幼稚園、こども園、保育園等と小学校との連携のなかで常に念頭に置いておく必要がある。

児童虐待の予防や対応に関するもう一つの事項として、児童虐待を未然に防ぐために必要とされる子育てにかかわる支援体制の充実化が挙げられる<sup>(10)</sup>。子育て支援の取り組みについては、現在、児童相談所や保健所といった各市町村の行政機関やNPO法人等を中心に行われている。また、上記の子育て支援の場のなかには、心理カウンセラーが配属されている機関もある。以上の子育て支援の充実化については、社会全体の課題となりつつある。そこで、子育て支援の充実化を考える際に肝要なことは、養育の考え方に対する理解であると思われる。養育とは、文字どおり子どもを養い育てることであり、子どもの誕生から成人となるまで、その生命を保護し、心身の発達を促す活動の総体<sup>(11)</sup>と定義されている。この養育の考え方である、子どもの生

命を保護し、子どもの心身の発達を促す活動とは何か、という問いに関して社会全体のなかで十分に議論し、子育てに対する支援を行うことが児童虐待の予防につながると考える。

## 引用文献

- (1) 厚生労働省 2023 令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数
- (2) 鎌倉利光 2022 教育・福祉に活かすための臨床心理学 pp.74-75. 北樹出版
- (3) 文部科学省 2020 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き (本体)
- (4) 金野愛・生島浩 2005 スクールカウンセラーに求められる児童虐待問題への対応 福島大学教育実践研究紀要, 48, 41-47.
- (5) 石川悦子 2021 第3章 教育分野における児童虐待とスクールカウンセラー活動 pp.94-103. 児童虐待における公認心理師の活動 高橋幸市・徳丸亨・増沢高編 金剛出版
- (6) 杉山登志郎 2007 子ども虐待という第四の発達障害 学研プラス
- (7) 鎌倉利光 2022 教育・福祉に活かすための臨床心理学 pp.96-97. 北樹出版
- (8) 鎌倉利光・藤本昌樹 (編) 2017 子どもの成長を支える発達教育相談 (第4版) pp.140-141. 北樹出版
- (9) 鎌倉利光 2011 教育相談におけるコンサルテーションを用いた保護者への支援 ― 学校外における教育相談活動の観点による一考察 ― 愛知大学教職課程研究年報, 1, 53-61.
- (10) 鎌倉利光 2022 教育・福祉に活かすための臨床心理学 p.77. 北樹出版
- (11) 横川和章 1994 養育 発達心理学辞典 岡本夏木・清水御代明・村井潤一 (監修) p.674 ミネルヴァ書房